

マナー・ローンダリング対策のための
事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会
報告書（案）

平成 22 年 月 日

目 次

1	はじめに	1
2	犯罪収益移転防止法上の義務とFATF指摘の概要	2
3	個別の論点	
(1)	各種顧客管理情報の取得	3
ア	取引目的に関する情報	
イ	真の受益者に関する情報	
ウ	代理権に関する情報	
エ	法人の法的形態、役員、定款に関する情報	
オ	職業に関する情報	
カ	資産、取引原資等に関する情報	
キ	PEPsに関する情報	
(2)	継続的な顧客管理	8
(3)	リスクベース・アプローチ	9
(4)	内部管理態勢の構築	9
(5)	本人確認書類及び本人確認方法	10
ア	写真付き本人確認書類及び質の不明な本人確認書類	
イ	非対面取引における補完書類の提出	
(6)	FATF勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引	11
4	法令による義務付けの適否	12
5	おわりに	13
	懇談会委員、開催状況	14

1 はじめに

マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、違法な行為による収益の出所を隠すことで、例えば、麻薬密売人が麻薬密売代金を偽名で開設した銀行口座に隠匿したり、詐欺や横領の犯人が騙し取ったお金をいくつもの口座に転々と移動させて出所を分からなくするような行為をいう。このような行為を放置すると、犯罪収益が将来の犯罪活動に再び利用されたり、犯罪組織がその資金を基に合法的な経済活動に介入し、健全な経済活動に重大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、マネー・ローンダリング対策は、犯罪対策上の観点からはもとより、経済活動の健全な発展の観点からも重要な課題となっている。

近年は、合法的な経済活動のみならず、犯罪や犯罪収益についても容易に国境を越えて行われ、又は移動するようになっており、一国のみが規制を強化しても、規制の緩い国へ逃れていってしまうため、犯罪対策には国際的な協調が不可欠となっている。特に、マネー・ローンダリング対策については、平成元年のアルシュ・サミットにおける合意により設置された政府間会合であるF A T F（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）が、法執行、刑事司法及び金融規制の各分野で各国がとるべき基準として「40の勧告^{*1}」及び「9の特別勧告^{*2}」（以下「F A T F 勧告」という。）を策定し、各国における対策を主導している。

F A T Fでは、加盟国・地域に対し、F A T F勧告の遵守状況について相互に審査を行っており、我が国については、平成20年10月にその結果が公表された。そこでは、各勧告について様々な指摘を受けている^{*3}が、このうち、顧客管理に関する基準であり、重要な勧告とされている勧告5については、多数の指摘を受け、「不履行」（NC）との評価となった。

本懇談会は、政府においてこの顧客管理に関する指摘への対応策が検討される中で設置されたものである。対応策の検討に当たって重要なことは、国際的な取組みに歩調を合わせ、F A T Fの指摘に対応していく必要がある一方で、顧客管理に関する問題は、取引実務に大きな影響を

*1 <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/40.pdf>

*2 <http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/9.pdf>

*3 http://www.fatf-gafi.org/infobycountry/0,3380,en_32250379_32236963_1_70531_43383847_1_1,00.html

及ぼし、事業者や顧客に負担を与え得るものであるため、単に国際協調という観点からだけでなく、我が国の実情を考慮した幅広い視点から検討していくことである。このため、本懇談会では、F A T F の指摘を踏まえつつも、特に、我が国としてバランスのとれた実効あるマネー・ローンダリング対策を講ずるという観点から、事業者による顧客管理の在り方について、幅広い検討を行ったものである。

本懇談会では、F A T F の指摘について認識を共有した後、事業者から幅広くヒアリングを行うなどして、議論を重ねてきたところである。詳細な論点まで網羅できたわけではなく、また、意見が集約できなかった点もあるが、政府における検討に資するよう、本懇談会における検討結果を報告書として取りまとめ、示すこととした。

2 犯罪収益移転防止法上の義務と F A T F 指摘の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)は、マネー・ローンダリングの防止を目的として、銀行、信用金庫などの金融機関、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者、司法書士などの特定事業者に対し、マネー・ローンダリングに利用されるおそれのある一定の取引を行う際に、顧客の本人確認、すなわち顧客が自然人の場合は氏名、住居及び生年月日、顧客が法人の場合は名称及び所在地の確認を行うことを義務付けている。

他方、F A T F 勧告は、顧客管理措置として、事業者に対し、顧客の本人確認のほか、取引目的や真の受益者^{*4}などに関する情報の取得も求めているところであり、F A T F からは、犯罪収益移転防止法ではそのような情報を取得する義務が課されていない旨の指摘を受けている。

また、F A T F 勧告は、事業者に対し、継続的に顧客管理を行うべきことやマネー・ローンダリングの危険性に応じて顧客管理措置を行うべきこと(以下「リスクベース・アプローチ」という。)を求めているが、犯罪収益移転防止法ではそのような義務付けがない旨の指摘を F A T F から受けている。

このほか、顧客管理に関しては、事業者の内部管理態勢の構築、本人確認書類の質の問題や本人確認方法の強化その他極めて詳細かつ技術的な指摘を多数受けているところである。

*4 P . 4、3 (1) イ参照

本懇談会においては、極めて詳細かつ技術的なF A T Fの指摘については議論になじまないものとして論点から除外し、以下に掲げる論点について、議論を行ったところである。

各種顧客管理情報の取得

- ・ 取引目的に関する情報
- ・ 真の受益者に関する情報
- ・ 代理権に関する情報
- ・ 法人の法的形態、役員、定款に関する情報
- ・ 職業に関する情報
- ・ 資産、取引原資等に関する情報
- ・ P E P s^{*5}に関する情報

継続的な顧客管理

リスクベース・アプローチ

内部管理態勢の構築

本人確認書類及び本人確認方法

- ・ 写真付き本人確認書類及び質の不明な本人確認書類
- ・ 非対面取引における補完書類の提出

F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引

3 個別の論点

(1) 各種顧客管理情報の取得

ア 取引目的に関する情報

F A T F 勧告は、事業者に対し、取引目的に関する情報を取得するよう求めているが、我が国の法令上、マネー・ローンダリング対策の観点からのそのような義務付けがないため、F A T F からは取引目的に関する情報を取得する旨の義務付けがないとの指摘を受けている。

取引目的に関する情報を取得することは、マネー・ローンダリング対策の第一歩であり、他の様々な情報と組み合わせることにより異常な取引を効果的に抽出することに資するものと考えられる。

取引目的に関する情報は、顧客の主観に属する情報であり、何らかの書類などによりその真偽を確認するということは困難であるた

*5 P . 7、3 (1) キ参照

め、顧客にその申告を求めて把握するという方法が考えられる。反社会的勢力に対しては、そのような申告を求めるだけでも、一定の抑止効果があるものと考えられ、顧客管理の基本的な情報として、入口の時点で一律に取得することが適当である。

申告の方法としては、例えば、口座開設のように数が膨大な取引もあることから、リストにチェックさせるような方法により顧客及び事業者の負担を軽減することが考えられる。その場合のリストの各項目については、業種・業態又は取引の類型に応じて考えていく必要がある。

イ 真の受益者に関する情報

F A T F 勧告は、法人である顧客に対し支配的持分を有し、顧客を実質的に支配しているような者を真の受益者 (Beneficial Owner) として、事業者に対し、そのような者が存在するかどうかを確認し、存在する場合には本人確認をすることを求めている。

犯罪収益移転防止法では、顧客自体の本人確認が義務付けられているのみであるため、F A T F からは、真の受益者の確認に関する義務付けがない旨の指摘を受けている。

真の受益者に関する情報を取得することについては、背後に存在する怪しい者を把握することができるという意味があるほか、仮に、顧客が暴力団関係企業であるような場合には、暴力団員自体が株主になっていることは少ないかもしれないが、株主に関する情報を求めることによりそのような者に心理的な圧迫を与えることができるという意味で、一定の効果が期待される。真の受益者に関する情報を取得することは、顧客管理の基本であり、一定の効果があることにかんがみると、基本的には、これを取得するということが適当であると考えられる。

一方で、例えばイギリスの法令では、真の受益者を25%を超える株式を有する者やその他法人の経営に影響を及ぼす者と定義しているが、後者については、事業者としても確かめることが困難であり、また、顧客にとってもその存在は不明確であり、仮に把握していたとしても隠匿することが予想されることから、そのような情報を取得することは困難である。

一定割合以上の株式を有する者については、株主名簿などの書類で確認するということが考えられるが、株主名簿を備えていない会

社も現に存在することを考慮すると、顧客から申告を受けるという方法も考えられる。この場合、例えば、銀行が融資をする場合であれば格別、口座開設や現金送金といった取引をする場合にまで、逐一顧客の株主などについて確認することは、顧客の抵抗感や事業者の負担が大きく、手間を掛けて調査をすることは適当ではないと考えられ、その具体的な取得の対象、方法、内容については、十分に検討する必要がある。

ウ 代理権に関する情報

F A T F 勧告は、事業者に対し、法人顧客を代理しようとする者が権限を与えられていることを確認し、当該代理人の身元を確認するよう求めているが、犯罪収益移転防止法では、法人の本人確認のほか、現に取引の任に当たっている者の本人確認を義務付けるのみであり、その者が権限を与えられていることを確認する義務が課されていない。そのため、F A T F からはこの点について義務付けがないとの指摘を受けている。

基本的には、代理権などに関する情報を取得することは、取引の相手方である顧客を明らかにするという観点から適当である。

一方、代理権などの確認方法としては、一般的には委任状の提示を受けるといことが考えられるが、現状では、企業などの代理人が権限を有しているかどうかは、委任状の提示ではなく、会社の従業員であることや一定の役職に就いていることをもって確認していることも多い。したがって、あらゆる取引において、委任状の提示により逐一代理権などの確認をしていくことは、顧客や事業者の負担を考慮すると、適当ではなく、マネー・ローンダリングの危険性の高い取引に限ることが適当と考えられる。

なお、委任状は容易に偽造することができてしまうことから、真にマネー・ローンダリングの危険性の高い取引を行う場合には、単に形式的な委任状の提示のみで足りるかどうか検討する必要がある。

エ 法人の法的形態、役員、定款に関する情報

F A T F 勧告は、事業者に対し、法人顧客の所有権及び管理構造を把握するための合理的な措置を講ずることを求めているが、犯罪収益移転防止法では、法人顧客の本人確認を義務付けるのみ

であるため、F A T Fからは、法人の法的形態や役員、定款に関する情報を取得することが義務付けられていないとの指摘を受けている。

法人の法的形態については、登記事項証明書の提出により確認することができる。また、法人の役員の氏名についても、医療法人など代表者を除く役員の記載がない一定の法人を除き、登記事項証明書の提出により確認が可能である。法人に関する基本的な情報を把握するという観点から、登記事項証明書に記載されている範囲で、これらの情報を確認することは適当であると考えられる。

一方、人格なき社団については、登記事項証明書が存在しないため、本人確認義務のように現に取引の任に当たっている者のみの確認で足りることとするか、そうでない場合は、提出書類について配慮する必要がある。

定款については、F A T Fが必ずしも定款自体の確認を求めているものではなく、定款に記載されているような法人の意思決定に関する情報を取得することを求めていると考えられ、登記事項証明書では不十分な点があれば取得することも考えられるが、その効果や負担にかんがみて、取得することは適当ではないという考え方もある。

オ 職業に関する情報

F A T F 勧告では、事業者が顧客の職業を確認すべき旨の明文の規定はない。我が国の法令上も、マネー・ローンダリング対策の観点から顧客の職業を確認すべき旨の規定はなく、F A T Fからもこの点について指摘を受けていない。

しかし、F A T F 勧告が引用するバーゼル銀行監督委員会の本人確認に関するガイドラインにおいて、本人確認に利用し得る情報の例として、職業が挙げられている。

マネー・ローンダリングの危険性についての評価の基礎という観点からは、職業に関する情報を一律に申告により取得するのが適当であるとの考え方がある。他方、顧客の職業それ自体によって、マネー・ローンダリングの危険性の程度を判断することは困難であるとの考えから、職業に関する情報の取得の対象をマネー・ローンダリングの危険性の高い一定の取引に限定すべき、又は、情報の取得は不適當であるとの考え方もある。

職業に関する情報の取得方法については、必ずしもすべての者がこれを証明する公的な書類を保有しているものではないことから、顧客から申告を受ける方法が考えられる。

我が国では、他国と比べ、職業に関する情報を申告することに対する抵抗が強いことも予想されるが、典型的な職業を記載したリストにチェックを入れるという方法であれば、受け入れられやすいものと考えられる。

カ 資産、取引原資等に関する情報

F A T F 勧告では、マネー・ローンダリングの危険性の高い取引を行う場合に講ずるべき厳格な顧客管理措置の一例として、顧客の資産や取引原資に関する情報を取得することが示されている。

我が国の法令では、マネー・ローンダリング対策の観点から顧客の資産、取引原資等に関する情報の取得を義務付ける旨の規定がない。

資産や取引原資に関する情報の取得は、顧客に関するマネー・ローンダリングの危険性の判断に資するものの、これらの情報はセンシティブな情報ともいえることから、取得の対象は、少なくともマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に限定すべきものと考えられる。

情報の取得方法については、資産などを公的に証明する書類が存在しない場合もあるため、顧客から申告を受ける方法によるほかないと考えられる。なお、収入に着目すれば、課税証明書によって確認することも可能であるが、その提出には顧客の抵抗感が強いと考えられることから、確認の是非や方法については、検討する必要がある。

キ P E P s に関する情報

F A T F 勧告上 P E P s (Politically Exposed Persons) とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者などをいう。F A T F 勧告は、事業者に対し、顧客が P E P s に該当するか否かを判断し、該当する場合は、厳格な顧客管理措置を講ずることを求めている。このような者は一般的にマネー・ローンダリングの危険性が高いと考えられることから、F A T F 勧告上特別に位置付けられているものである。

我が国の法令では、このような P E P s に関する規定がないことから、この点について F A T F から指摘を受けている。

事業者が独自に P E P s のリストを作成することは非常に難しい。また、各事業者が市販されている P E P s のデータベースを導入することは、特に小規模の事業者にとってはコストが過大である上、我が国においてこのようなデータベースを導入することの効果には疑問がある。そのため、事業者が P E P s に関する情報を取得することは望ましいものの、その取得を義務付けることは適当でないものと考えられる。

なお、当該情報を取得しようとする場合、国家元首、国会議員などを対象とすることは可能かもしれないが、イタリアの規定などのように、その近親者まで含めることは困難であると考えられる。

(2) 継続的な顧客管理

F A T F 勧告は、事業者に対し、継続的に取引を監視・精査するとともに、その保有する顧客管理情報を最新の情報に更新することを求めている。

F A T F からは、犯罪収益移転防止法では、事業者に対し、疑わしい取引の届出義務により、事実上継続的な取引の監視の実施を求めているが、直接明文でこれを義務付ける規定がないことについて指摘を受けている。

継続的な顧客管理を実施することにより、取引の開始時には把握することができない取引の異常性の発見に資するとともに、非対面取引におけるなりすましの防止に資することが考えられる。

一方、顧客が多数存在する場合には、すべての顧客管理情報を定期的に最新のものにすることはコスト面からほぼ不可能であるという問題がある。この点については、リスクベース・アプローチを採用し、対象をマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に絞って実施することが現実的である。

また、継続的な顧客管理の実施を法的義務とした場合には義務の範囲を明確に規定する必要があるが、その内容は業種・業態や取引態様によって異なるものと考えられる。

これらを踏まえると、継続的な顧客管理の義務付けについては、適当ではあるが、リスクベース・アプローチに基づいてマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に限定したり、一見取引を対象外とする

など、その対象範囲については検討する必要がある。

(3) リスクベース・アプローチ

F A T F 勧告は、取引を、マネー・ローンダリングに利用される危険性の高い取引、中程度の取引、低い取引に分類し、危険性の高い取引について厳格な顧客管理措置を講ずることなどを求めている。

犯罪収益移転防止法では、マネー・ローンダリングに利用される危険性が「ある」か「ない」かの区別により、取引を特定取引とそれ以外の取引の二つに分け、事業者に対し、特定取引についてのみ本人確認を義務付けているが、F A T F からは、マネー・ローンダリングの危険性の高い顧客・取引について厳格な顧客管理措置を講ずることを義務付ける規定がないこと及びマネー・ローンダリングの危険性の低い顧客・取引について顧客管理措置の対象から完全に除外されていることについて指摘を受けている。

リスクベース・アプローチを導入することについては、事業者がその限られた資源をマネー・ローンダリングの危険性の高い取引に効果的に投入するという観点から望ましく、その趣旨に沿った顧客管理措置を法令に規定することは適当であると考えられる。

法令に規定するに当たっては、例えば、マネー・ローンダリングの危険性の定義・内容及び評価方法やマネー・ローンダリングの危険性の高い取引を可能な限り明らかにするなどの必要があるが、マネー・ローンダリングの危険性の内容は業態によって異なると考えられる点に配慮する必要がある。

また、マネー・ローンダリングの危険性の評価に当たっては、職業、資産などの顧客の属性に基づいた評価には限界があり、プライベートバンキング、非居住者への送金、頻繁な多額の取引、多数の口座開設などの取引態様や、国連安保理決議による制裁対象国に居住し、又は所在する者との間の取引であるか否かなどに着目して評価することが考えられる。

なお、マネー・ローンダリングの危険性が高いと評価された取引について顧客から追加的な情報を取得させることとする場合には、法令による義務付けが必要である。

(4) 内部管理態勢の構築

F A T F 勧告は、マネー・ローンダリング対策担当責任者の指名、

マネー・ローンダリング対策のための内部手続の策定やマネー・ローンダリング対策のための従業員の教育訓練、採用を行うなど、事業者において内部管理態勢を構築することを求めている。

我が国の法令では、これらの内部管理態勢に関する規定がないため、F A T Fからは、我が国では、一部、金融機関に対して金融庁の監督指針に各種規定が設けられているものの、法的義務付けがないとの指摘を受けている。

内部管理態勢の構築についての問題は、法的に義務付けるか否かということにある。

この点、事業者の内部管理態勢の構築は、顧客に負担を与えるようなものではなく、また、主要な金融機関では実務上既に実施していることから、法令で規定することが適当であるという考え方があるが、事業者が中小零細企業であるなど、その事業者の規模によっては専任のコンプライアンス担当者を配置することが困難となる場合があることにも配慮すべきである。

(5) 本人確認書類及び本人確認方法

ア 写真付き本人確認書類及び質の不明な本人確認書類

F A T F 勧告は、信頼できる独立した情報源に基づく文書等を用いて顧客の本人確認を行うよう求めている。

犯罪収益移転防止法施行規則では、本人確認書類として、顧客が自然人の場合には、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、旅券などのほか、官公庁が発行した書類で氏名、住居及び生年月日の記載があるものを、顧客が法人の場合には、登記事項証明書、印鑑登録証明書のほか、官公庁が発行した書類で法人の名称及び所在地の記載があるものを認めている。

事業者は、運転免許証や健康保険証などの提示を受けることにより本人確認を行うことができることとされているが、F A T Fからは、健康保険証のように顔写真がない本人確認書類については、事業者が顧客の住居にあてて転送不要郵便により取引関係文書を送付するなどの二次的確認措置を行うことが必要との指摘を受けている。

また、官公庁が発行した書類一般を本人確認書類として認めていることについて、これらの書類は発行基準が不明確であり、情報の質に懸念があるとの指摘を受けている。

自然人の本人確認書類として顔写真が付いていない書類を法令上認めないことは、運転免許証や旅券を所持していない、いわゆる証明弱者が相当数存在する中、それらの者が各種サービスを受けることを困難にするので不適當である。特に、普通預金口座の開設などライフラインにかかわるサービスについては問題が大きい。

写真が付いていない本人確認書類による本人確認における二次的確認措置としては、顧客の住居にあてて転送不要郵便で取引関係文書を送付することのほか、もう一種類の本人確認書類や公共料金の領収書などの追加書類を求めることも考えられる。

官公庁が発行した書類で氏名、住居及び生年月日の記載がある書類一般を、本人確認書類として認めないこととするについては、いわゆる証明弱者が各種サービスを受けることを困難にするので不適當である。

イ 非対面取引における補完書類の提出

F A T F 勧告は、事業者に対し、非対面取引のリスクに対処するための措置を講ずるよう求めている。

この点について犯罪収益移転防止法施行規則では、事業者が非対面で本人確認を行う場合に、顧客から本人確認書類又はその写しの送付を受け、顧客の住居にあてて転送不要郵便により取引関係文書を送付する方法が認められているが、F A T F からは、顧客に対し、更に補完書類の提出を求めるなどの追加的な措置が必要との指摘を受けている。

非対面取引において、更に補完書類の提出を求めることについては、マネー・ローンダリングの防止に一定の効果があるものと考えられる。

補完書類の種類については、顧客の負担を軽減するため、公共料金の領収書などを幅広く認めるべきであるものと考えられる。

なお、インターネット取引においては、補完書類の提出を求めたとしても、マネー・ローンダリングの防止のためにはなお不十分であるという考え方もある。

(6) F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引

F A T F 勧告は、事業者に対し、勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引について特別な注意を払うことを義務付けるととも

に、本人確認義務を厳格化したり、取引の制限をするなどの対抗措置をとり得る法的枠組みを整備することを求めているが、我が国の法令上、このような規定がないため、F A T Fからは、その旨の義務付けがないとの指摘を受けている。

F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域との間の取引については、当該国・地域に居住し、又は所在する者との間の取引と、当該国・地域に籍を有する者との間の取引の二つが問題となる。

まず、勧告の履行に問題がある国・地域に居住し、又は所在する者との間の取引については、そのような取引をマネー・ローンダリングの危険性の高い取引として扱うことは適当であると考えられる。

なお、そのような取引を、一律にマネー・ローンダリングの危険性の高い取引として制限したりすることは困難であるとの意見がある。

次に、F A T F 勧告の履行に問題がある国・地域に籍を有する者との取引であることを把握するために、顧客の国籍情報を取得することについては、当該情報はセンシティブな情報であり、また、旅券や外国人登録証明書など以外では国籍を正確に確認することはできないことから、その取得を義務付けることは不適当であると考えられる。

4 法令による義務付けの適否

F A T F 勧告は、顧客管理に関する各措置について法令により義務付けることを求めている。

個別の論点のうち、事業者において措置を講ずることが適当と考えられる部分については、3において法令による義務付けが適当か否かを述べている部分を除き、法令により義務付けることが適当である。

とりわけ、3(1)の事業者による各種顧客管理情報の取得については、事業者が顧客から情報を取得しようとする場合、法令による義務付けがないと、顧客の理解が得られず、無用の混乱が生じるおそれがあること、また、事業者によって取組みの差が生じると、取組みがなされていないところが犯罪者の抜け道になるおそれがあることから、法令による義務付けは必要であると考えられる。

ただし、我が国の法制の在り方を考えると、諸外国のようにF A T F 勧告の内容をそのまま法令に規定し得るかという問題があり、法令による義務付けは、我が国の法制に整合し得る範囲で行うべきことは言うまでもない。また、様々な業態や規模の事業者がいることから、法令を規定する際には工夫が必要となる。

なお、法令による義務付けをした場合であっても、法令の不知や理解不足による混乱を避けるため、政府によるきめ細やかな周知活動がなされることが必要である。

5 おわりに

以上、マネー・ローンダリング対策のための顧客管理の在り方に関し、検討した事項を取りまとめて示した。

全体として、顧客管理に関する大枠の議論をしたところであり、今後細かい制度設計をするに際しては、高齢者などのいわゆる証明弱者を含む顧客や事業者の負担の軽減にも十分な配慮がなされるとともに、制度全体を通じて生じる負担の検証がなされることを期待したい。

マネー・ローンダリングは、個々の国民や事業者が直接の被害者となる犯罪ではないため、そのイメージは抱きにくい。また、今回議論がなされたように、マネー・ローンダリング対策のために顧客管理を強化することは、国民生活の利便性を阻害し得るものであるため、国民の理解が得られにくいことが予想される。

しかし、マネー・ローンダリングが、健全な経済活動を脅かし、本来国民が享受すべき利益を奪っていることにかんがみると、マネー・ローンダリング対策は、社会全体で真剣に考えなければならない問題である。

今回の議論が、今後の政府における検討に生かされるとともに、広く国民の間で、マネー・ローンダリング対策について考える契機となることを期待するものである。

マナー・ローンダリング対策のための
事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会

座 長 安富 潔 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

委 員 金子 正志 弁護士
(五十音順)

神垣 明治 社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事

辻 松雄 全国銀行協会業務部長(第1回～第5回)

相澤 直樹 全国銀行協会業務部長(第6回)

藤原 静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授

古谷由紀子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事

吉野 直行 慶應義塾大学経済学部教授

開催状況

第1回 平成22年2月5日(金) 事務局説明

第2回 平成22年3月10日(水) 事業者からのヒアリング

第3回 平成22年3月29日(月) 個別論点の検討(前半)

第4回 平成22年4月13日(火) 個別論点の検討(後半)

第5回 平成22年5月19日(水) 個別論点の再検討

第6回 平成22年6月30日(水) 報告書(案)の検討